

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針

平成27年1月8日
広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価の方針

(1) 目的

評価は、法人が中期目標を達成するため、業務運営の改善及び効率化が進められること並びに法人の質的向上に資することを目的とする。

(2) 評価に当たっての視点

ア 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。

イ 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。

ウ 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

2 評価方法

(1) 評価の種類

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」及び中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とする。

(2) 年度評価

評価委員会は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」を実施する。

なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

ア 項目別評価

事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、小項目及び大項目を項目別に評定する。

イ 全体評価

上記項目別評価の結果を踏まえ、事業年度における業務の実績の全体について総合的に評定する。

(3) 中期目標期間評価

評価委員会は、法人から提出された中期目標期間における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」を実施する。

なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

ア 項目別評価

中期目標の達成状況を調査し、分析した上で、大項目を評定する。

イ 全体評価

上記項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務の全体について総合的に評定する。

(4) 法人による自己評価

法人は、評価に当たって、年度計画の小項目及び中期計画の大項目に係る自己評価を行うとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を評価委員会に提出する報告書に記載することとする。

(5) 評価方法の見直し

評価方法は、病院を取り巻く環境に迅速、柔軟に対応する法人の業務運営を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

3 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を作成し、評価委員会に提出するものとする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、法人から提出された報告書により、業務の実施状況を調査し、分析した上で、総合的な評定を行う。

(3) 法人からの意見聴取

評価委員会は、評価に当たり、報告書に記載された業務の実施状況を調査するため、法人から事実確認及び意見を聴取することができる。

4 評価結果の活用

(1) 次期中期目標等への反映

評価委員会は、法第31条に規定に基づき市長が行う法人の業務継続の必要性及び組織の在り方その他業務全般に係る検討、法第25条及び法第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際に、年度評価及び中期目標期間評価の評価結果を踏まえるものとする。

(2) 評価結果、勧告を踏まえた業務の改善結果の報告

評価委員会は、評価結果及び勧告を踏まえ、法人が取り組むべき業務の改善について、法人に業務の改善結果の報告を求めることができる。